

柳津町耐震改修促進計画

(令和5年度～12年度)

令和5年9月

柳 津 町

目 次

はじめに（基本方針）

- 1 計画策定（改定）の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - （1）計画の目的
 - （2）計画の期間
 - （3）耐震化を図る建築物
- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標・・・・・・・・・・ 2
 - （1）想定される地震の規模、被害の状況
 - （2）耐震化の現状と耐震改修等の目標設定
- 4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策・・・・・・・・・・ 5
 - （1）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針
 - （2）耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
 - （3）安心して耐震改修を行うことができるための環境整備
 - （4）地震時の建築物の総合的な安全対策
 - （5）優先的に着手すべき建築物
- 5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及・・・・・・・・ 7
 - （1）ハザードマップの作成・公表
 - （2）相談体制の整備
 - （3）パンフレットの作成とその活用
 - （4）各行政区との連携
- 6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項・・・・・・・・・・ 8

はじめに

1 計画策定（改定）の背景

（1）住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神淡路大震災では、地震により6,434人もの尊い人命が奪われました。また、その後も平成15年に宮城県北部地震、平成16年に新潟県中越地震、平成19年に新潟県中越沖地震が発生し、特に平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）では、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。近年では令和3年2月、令和4年3月に福島県沖地震が発生し、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況です。

福島県地域防災計画の中では現在4種類の地震を想定しており、会津地域においては会津盆地西縁断層帯地震が予想されています。この地震では、会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心に、最大で震度6強の揺れの発生が予想され、被害は木造大破約11,000棟、非木造破壊約340棟に及ぶとされています。

これまで起きた地震では、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定（以下「新耐震基準」という。これ以前の基準を「旧耐震基準」という。）に適合していない住宅、建築物が倒壊し、甚大な被害をもたらしました。このため、柳津町においても昭和56年5月31日以前に着手された町有及び民間の住宅、建築物の耐震診断をし、改修を推し進めていくことが、これから来ると予想される地震から町民の安全を確保する最も有効な手段であると言えます。

このような中、本町では令和3年度に策定された第2期福島県耐震改修促進計画との整合性を図り、今般の社会情勢を反映し、これまでの計画に必要な見直しを行い策定するものです。

2 計画の概要

(1)計画の目的

本計画は町内における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、地震による建築物の倒壊などの被害から町民の生命と財産を守ることを目的としています。

(2)計画の期間

第1期計画期間 H20～ 第2期計画期間 R5～R12

(3)耐震化を図る建築物

本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度などを踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、①から②のうち、旧耐震基準により建設された建築物（「既存耐震不適格建築物」）を対象とします。また、町有の公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや、多くの町民が集まることから、特に耐震化を推進します。

①住宅

村民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも建築物の中で最も多く、かつ重要であることから耐震化を促進します。

②特定建築物

本計画においては、法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数3以上かつ床面積1,000㎡以上のもの等」を「特定建築物」とします。特定建築物及び法第14条第2号に規定する危険物貯蔵場などの建築物のうち、旧耐震基準で建設されたものが「特定既存耐震不適格建築物」となり、そのうち一定用途・規模以上のものが、耐震診断や耐震改修の指示の対象となる「指示対象建築物」となります。また、「指示対象建築物」のうち、法附則第3条第1項に規定する、特定既存耐震不適格建築物であって地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの等が「耐震診断義務付け大規模建築物」（法では「要緊急安全確認大規模建築物」という。）となります。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1)想定される地震の規模、被害の状況

福島県地域防災計画の中では「会津盆地西縁断層帯地震」が本町へ大きな影響を及ぼす地震として想定されております。下表に地震規模・被害の状況の概要を示します。

表

想定区分	会津盆地西縁断層帯地震
想定地震	M7.0 W=5km D=10km
想定震度	最大6強
木造大破棟	11,031棟
非木造破壊棟	342棟
死者（夜／昼）	749人／278人
負傷者（夜／昼）	4,604人／4,476人
避難者	38,366人

（福島県地域防災計画・震災対策編より（上記数値は想定影響地域の総計を示していません。））

(2)耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

①住宅

本町固定資産税家屋課税台帳による、本町の住宅の耐震化の状況を調査によれば、下表のとおり、居住世帯のある住宅（空き家含む）1,866戸のうち、新耐震基準が適用となった昭和56年以降の住宅約605戸、昭和55年以前の住宅の33%及び昭和47年以降の非木造住宅に耐震性があるものとみなした場合、耐震化率は約59.5%となる。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化及び空き家除却等に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震性が不十分な住宅を令和12年度までに概ね解消とすることを目標とします。

表 住宅の耐震化の現状（固定資産税家屋課税台帳令和5年3月現在）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅 ②	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化 (%) (令和4年度末) ⑤ / ④
		うち 耐震性有③			
木造	511	1,170	1,681	932	55.44
		421			
非木造	94	91	185	180	97.30
		86			
合計	605	1,261	1,866	1,112	59.59
		507			

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他としました。

②特定建築物

本町には、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(以下「法」という。)第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)が総数14棟存在し、このうち14棟(100%)の建築物については、耐震性能を有することを確認しています。

また、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が2棟あり、その2棟が耐震性能を有する建築物ではありません。

なお、法第6条第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る)の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物は1棟ありますが、耐震性能を有することを確認しておりません。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があります。当町の特定建築物はすべて公共建築物であるため、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を令和12年度末までに100%とすることを目標とします。

表 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標(単位:棟) (令和5年3月現在)

	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物②		建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化 (%) (令和4年度末) ⑤ / ④	耐震化率の目標 (%) (令和12年度末) ⑤ / ④
		うち 耐震性有③					
法第6条第1号	10	4	4	14	14	100	100
法第6条第2号	0	2	0	2	0	0.00	
法第6条第3号	0	1	0	1	0	0.00	
合計	10	7	4	17	14	82.35	

表 特定建築物（用途ごと）の耐震改修目標値（単位：％、棟）

	現況	目標値	公共建築物		民間建築物	
	(令和4年度末)	(令和12年度末)	現況	目標値	現況	目標値
特定建築物（法第6条第1号）	100 (14/14)	100	100 (14/14)	100	—	—
防災拠点施設 （庁舎、公益上必要な施設）	100 (1/1)	—	100 (1/1)	—	—	—
避難施設 （学校、体育館等）	100 (8/8)	—	100 (8/8)	—	—	—
緊急医療施設 （病院、診療所等）	—	—	—	—	—	—
不特定多数が利用する施設 （ホテル・旅館、遊技場、銀行等）	—	—	—	—	—	—
多数が利用する施設 （賃貸住宅【共同】、事務所等）	100 (5/5)	—	100 (5/5)	—	—	—

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

（1）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

（2）耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修などについて、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを定め、国や県の補助制度を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

（3）安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

①適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

②町民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等の広報を村広報誌により行うことはもとより定期的な防災関連記事等の町広報誌への掲載に努め、町民の防災意識の向上を促します。また、行政区長会議等村主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

③耐震診断・改修の技術力の向上

町内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

①事前対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止の必要性が改めて指摘されています。このため、町では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう指導します。

②ブロック塀の安全対策

スクールゾーン内の通学路、又は市地域防災計画において定められた避難場所に至る避難路に面する既存ブロック塀等（高さ120センチメートルを超えるものに限る。）を対象として、建築基準法施行令に規定する構造基準に適合しないものについては所有者に対して安全対策を図るよう促します。

③地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備に努めます。なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備についても取り組みます。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

① 優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりです。

- 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- 耐震改修促進法の特定建築物
- 木造住宅

②重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、「福島県地域防災計画・震災対策編」及び「柳津町地域防災計画・震災対策編」第2章第8節、10節で定める緊急輸送路・避難路の沿道とします。

表 地域防災計画で指定されている路線等

種 別	路 線 名 等	備 考	
緊急輸送路	県指定路線	国道252号	第2次確保路線
	町指定路線	国道252号	安久津～二本木間
		県道柳津昭和線	小ノ川～砂子原間
		町道柳津石神線	門前町～一王町間
避難路等	避難路	柳津町地域防災計画に基づき策定される「避難計画」により選定される路線	
	避難所	小学校、中学校、体育館、地区集会所等	

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

町では、2の(5)①・②の建築物、道路等を記載した地図を作成します。また、防災情報や地震対策を啓発する防災ハザードマップの作成・改訂に取り組みます。

(2) 相談体制の整備

建設課建設係を建築相談の窓口とし、耐震診断の申し込みや各種補助事業の申請のほか、町民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。なお、技術的な相談は福島県会津若松建設事務所、家具の転倒防災等災害予防全般については福島県生活環境部県民安全総室や会津地方振興局（県民生活課）、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課と連携して対応します。

(3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」（福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介）を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレットを活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

(4) 各行政区との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等防災弱者になりやすい世帯の把握は、地域の協力を得なければ難しく、村と行政区との連携も重

要です。町は、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者になりやすい世帯等の把握にも努めます。

6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、原則として7年ごと、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し見直しを実施します。

なお本計画は「柳津町振興計画（前期）」の終期に合わせた計画期間としており、「柳津町公共施設等総合管理計画」及び「柳津町空家等対策計画」等関連性のある各種計画との整合性を図りながら進めることとします。

また、その他、県で設置した「福島県建築物地震対策協議会」と連携して、住宅・建築物の耐震化を推進していきます。